

「国と地方の協議」(平成25年春)新たな規制の特例措置に関する協議結果

総合 特区名	提案事項名	整理 番号	提案事項の具体的内容	政策課題	根拠法令	回数	担当省庁の見解担当省庁の見解記入欄							
							担当省庁(省 庁名のみ記 載)	担当部署	根拠法令など	対応	実施時期	スケ ジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解(自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む)
ながさき海 洋・環境産 業拠点特区	保税手続きの 簡素化等による 物流コスト削減 (「特区内の特 定倉庫」と「保 税工場」を運送 する場合の手 続きの簡素化)	3147- 1	現行の規定では、保税地域間で外国貨物を運送する場合、税関長の承認を要する。 外国貨物の運送について、下記の①と②の保税地域間を一体と見なし、税関長の承認に代え、同じ会社の保税工場間(②の工場間)では既に認められている事業者の「社内台帳」による処理を、同様に認めていただきたい。これにより承認手続き事務の軽減を図りたい。 このことに加えて、「特区内の特定倉庫」については、他社倉庫の全棟を賃貸せず一部賃貸の場合でも保税工場として取扱うことを認めていただきたい。これにより倉庫全体を賃貸借契約する必要がなくなり、コストダウンにつながる。 ①長崎港小ヶ倉柳埠頭内及び神ノ島工業団地内にある「特区内の特定倉庫」 ②長崎市の三菱重工業㈱長崎造船所本工場(立神工場)及び香焼工場(新たに同社の保税地域が指定された場合はその地域を含む)	外国貨物の保税地域間運送には、本来、税関長の承認を必要とするが、同じ会社の保税工場である三菱重工の本工場(立神工場)と香焼工場間は、税関長の承認によらず、三菱重工の「社内台帳」による処理が既に認められている。 この同じ会社の保税工場間の「社内台帳」による処理を、客船建造などの資材輸入の大幅な増加が見込まれる小ヶ倉柳埠頭や神の島工業団地内の「特区内の特定倉庫」と「立神工場・香焼工場」間については一体と見なして、認めていただきたい。 このことに加えて、「特区内の特定倉庫」については、他社倉庫の全棟を賃貸せず一部賃貸の場合でも保税工場として取扱うことを認めていただきたい。 これらの措置により事務を効率化させ、建造促進につなげたい。	関税法第63条 関税法基本通達63-3 関税法第56条 関税法基本通達56-9、10 関税法第42条 関税法基本通達42-8、9	1回 目	財務省	財務省関税局監視課	関税法第43条、第56条、第61条の4、第63条	D	—	—	保税工場では関税未納のまま外国貨物を加工・製造することができることから、その関税の徴収を確保するため、外国貨物の適正な保全を図るための体制が確保されていること等が許可の要件となっている。	現行関税法上、同一保税工場間で外国貨物を運送する際には税関長の承認は必要なく、社内台帳により行うことは可能です。また、保税工場の許可を受けようとする場所が賃貸であるか、あるいは自己所有であるかについては許可の要件になっていません。 したがって、外国貨物の亡失等を防止し、貨物の適正な保全を図るための体制が確保されていれば、一部賃貸借契約した倉庫であっても保税工場の許可を受けることは可能です。
			2回 目	D	—	—				前回の回答のとおり、一部賃貸借契約した施設であっても、外国貨物の亡失等を防止し、貨物の適正な保全を図るための体制が確保されていれば、保税工場の許可を受けることは可能です。 また、一の施設における土地全体が指定保税地域である場合、その施設の一部を指定保税地域として指定し、他の一部を保税工場として許可を受けることは現行制度上可能です。(関税法基本通達37-2(4))				
ながさき海 洋・環境産 業拠点特区	保税手続きの 簡素化等による 物流コスト削減 (「輸出入・港湾 関連情報処理 システム(NACCS)」もしくは同等のシステム の適用範囲の 拡大)	3147- 2	実務時間の短縮とコストダウンのため、現在は「保税蔵置場」でのみ使用可能な「輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)」もしくは同等のシステムでの申請と許可を受けられるようにしていただきたい。	平成25年度から建造が本格化する大型客船は部品点数が1千万点を超えると見込まれ、輸入貨物処理において、「保税工場」においてもシステムでの処理ができるようになれば、大幅な事務の効率化につながる。	輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)	1回 目	財務省	財務省関税局総務課事務管理室	—	E	—	—	—	H25年4月17日の実務者打ち合わせにおいて、「本提案は、国の規制と関連のない民間業務であり、民間で自由にシステム構築することができるものであることから、国に提案する事案ではない」旨の説明を行い、指定自治体から了解を得た。
			2回 目											
ながさき海 洋・環境産 業拠点特区	保税手続きの 簡素化等による 物流コスト削減 (保税地域にお ける蔵置期間 の延長)	3148	現在、保税工場において関税を課さずに加工、製造できる期間は2年である。大型客船など建造期間が2年を超える場合に対応するため、下記の保税工場における蔵置期間を3年に延長していただきたい。 ○長崎市の三菱重工業㈱長崎造船所本工場及び香焼工場 ○佐世保市の佐世保重工業㈱佐世保造船所 ○西海市の㈱大島造船所	大型客船やLNG船などの大型船舶については、建造期間が2年を超えるため、関税法第57条に定める輸入資材の蔵置期間を2年から3年に延長していただくことで、事務を効率化、迅速化させ、コストの低減、効率的な建造を実現させたい。	関税法第57条	1回 目	財務省	財務省関税局監視課	関税法第57条、第61条の4 関税法施行令第36条の2、第50条の2	D	—	—	保税工場に外国貨物を蔵置できる期間を定めているのは、無期限に蔵置を認めると関税等の徴収の確保に支障が生ずるためである。また、輸出船舶の建造のように保税作業が2年を超える場合を想定し、簡易な手続で蔵置期間を延長することができる規定が設けられている。	蔵置期間を延長する際は、申請者から希望があれば、蔵置期間の延長を希望する期間が同一の移入承認貨物を一括して申請すること、あるいは当初から2年以内に保税作業が終了しないことが明らかである場合は、移入承認を受ける際に同時に蔵置期間の延長承認を受けること等の簡便な手続が認められています。 本要望はこれらの簡便な手続を利用することで実質的に実現可能です。
			2回 目	D	—	—				すでに税関に貴方からの要望について、伝達しておりますので、いつでも税関にご相談いただければ対応します。				
ながさき海 洋・環境産 業拠点特区	本工場と飛び 地工場間の公道 輸送に係る 特例措置	3151	㈱大島造船所本工場と飛び地にある形鋼切断工場は1kmの公道で結ばれているが、この間を往来する資材運搬のトレーラーの自動車検査証記載の制限事項「積載物品は、長大又は超重量で分割不可能な単体物品であること。」について、当該工場間の公道輸送に限定して撤廃していただきたい。 ○運行しているポールトレーラー(トラクタ部:幅249cm 長さ1175cm 積載8500kg トレーラー部:幅248cm 長さ500cm 積載6300kg)	自動車検査証に記載の制限事項「積載物品は、長大又は超重量で分割不可能な単体物品であること。」があると、輸送品の形鋼材(深さ100mm～500mm程度、長さ最大22.5m)を1本ずつしか運搬できないため、輸送効率が悪い。積載貨物の固縛について十分な措置を取ることを前提に、当該制限事項の撤廃をお願いしたい。これにより建造資材の効率的な輸送が可能となり、建造効率の向上につなげたい。	・道路運送車両法の保安基準第55条	1回 目	国土交通省	国土交通省自動車局技術政策課	道路運送車両の保安基準第55条	D	—	—	道路運送車両の保安基準第55条においては、地方運輸局長が、自動車の構造又は使用の様態が特殊であることから、条件、期限又は認定に係る保安上又は公害防止上の制限を付して認定した場合、指定した保安基準の条項は適用しないこととなっている。	基準緩和の認定は、自動車の構造又は使用の様態が特殊であるものについて、その必要性を踏まえ、必要な条件や制限を付して認定を行っています。そのため、今般の提案内容にある「自動車検査証の制限事項を当該工場間の公道輸送限定して撤廃すること」については、認定にあたって制限を付しているものであることから、撤廃した場合には保安上の問題が懸念されるため対応は困難です。 しかしながら、ポールトレーラーは積載物品でトラクタとトレーラーを連結して運行する形態であり、その安全性を確保するため、原則として「積載物品は、長大又は超重量で分割不可能な単体物品であること」としておりますが、積載物品の特殊性を踏まえ必要な場合には、結束することにより単体物品と見なして輸送を認めているところです。 このことから、当該積載物品を複数輸送する際の積載方法について現行の運用で対応が可能であると考えられることから、具体的な積載方法等も含め管轄する地方運輸局にご相談いただきたい。
			2回 目	D	—	—				更新申請に係る書類の簡素化については、管轄の地方運輸局へご相談いただいた際に、次回の申請から対応する旨をお伝えしているところであり、そのように取り扱う予定です。なお、本取扱については、現行法令等の改正を伴わず対応可能です。				

「国と地方の協議」(平成25年春)新たな規制の特例措置に関する協議結果

総合 特区名	提案事項名	整理 番号	指定自治体の回答		内閣府整理	
			対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理(i ~ vi)
ながさき海 洋・環境産 業拠点特区	保税手続きの 簡素化等による 物流コスト削減 (「特区内の特 定倉庫」と「保 税工場」を運送 する場合の手 続きの簡素化)	3147- 1	c	・保税工場の許可要件(賃借、一部賃借)については、了解いたしました。 ・しかし、「貨物の適正な保安を図るための体制等」の解釈・運用について、再度、確認と提案をいたしたい。 ・確認とは、保安対策への新たな投資や投資期間中の物流の停滞を回避するため、門司税関での事例等も考慮いただき、同一倉庫内の同一敷地上に、指定保税地域と保税工場の指定を認めていただけるのかという確認。 ・提案は、上記確認内容が不可能である場合、客船建造貨物に限定し、保税地域から保税工場への移入手続きの緩和として、指定保税地域の収容期限を現行の3ヶ月から6ヶ月に延長(関税法第80条、関税法基本通達80-5)を認めていただきたい。なお、この緩和は、関税法第63条第4項(輸送の期間)、関税法基本通達63-10(輸送の期間の指定)についても貨物の輸送に支障のない取扱いを求めます。 ・これらにより、目標としております「高付加価値船等の建造促進のための保税地域間を輸送する場合の手続きの簡素化」による、輸送コスト低減と競争力の強化が実現できます。	1) 保税工場の許可要件(賃借、一部賃借)について、財務省より、賃貸であるかどうかは許可の要件となっていないとの見解が示され、自治体も了解としている。ただし、自治体は関連する許可要件の確認を求めていることから、確認内容の詳細について提示すること。財務省はその点につき回答すること。 2) なお、指定保税地域の収容期限延長に係る要望については別途提案し、協議を行うこと。	
			a	指定保税地域の収容期限の延長については、高付加価値船や省エネ船にかかる分野の建造を促進する環境整備には必要な戦略の一つであることから、地域で検討を行い再度協議を予定します。	自治体の要望は実現可能となったため協議終了。なお、指定保税地域の収容期限延長に係る要望については別途提案し、協議を行うこと。	iii
ながさき海 洋・環境産 業拠点特区	保税手続きの 簡素化等による 物流コスト削減 (「輸出入・港湾 関連情報処理 システム(NAC CS)」もしくは同 等のシステム の適用範囲の 拡大)	3147- 2	d	・当方が求める「輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)の適用範囲の拡大」については、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社が取り扱う業務範囲は、財務省所管の「電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第9条、及び第9条第2項に根拠を有しない、という説明については、了解いたしました。 ・国と地方の協議結果の成果として、ご紹介のあった「NACCSを活用した独自システムの開発」について、今後、必要な提案を検討いたします。	財務省より、「本提案は、国の規制と関連のない民間業務であり、民間で自由にシステム構築することができるものであることから、国に提案する事案ではない」旨の見解が示され、自治体も了解したことから協議終了。自治体側は、必要に応じ、今後、「NACCSシステムを活用した独自システムの開発」について提案を検討すること。	v
ながさき海 洋・環境産 業拠点特区	保税手続きの 簡素化等による 物流コスト削減 (保税地域にお ける蔵置期間 の延長)	3148	b	・頂いた見解の「当初から2年以内に保税作業が終了しないことが明らかである場合は、移入承認を受ける際に同時に蔵置期間の延長承認を受けること等の簡便な手続き」は、4月の実務者協議の場において、「対応等について現場に確認が必要である」ことが条件であったと理解しています。今回の見解を受けた手続きにおいて、現場での混乱がないよう、改めて、その点について、現場との確認がとれた状態であり、今後、いつでも申請が可能な状態であるのかについて、再度、ご見解を頂きたい。	財務省より、移入承認を受ける際に同時に蔵置期間の延長承認を受けること等、簡便な手続が認められるとの回答があったが、自治体側は申請可能な時期について見解を求めていることから、財務省は、回答すること。	
			a	(コメントなし)	(コメントなし)	iii
ながさき海 洋・環境産 業拠点特区	本工場と飛び 地工場間の公 道輸送に係る 特例措置	3151	b	・頂いた見解の「当該積載物品を複数輸送する際の積載方法について現行の運用で対応が可能であると考えられることから、具体的な積載方法等も含め管轄する地方運輸局にご相談いただきたい。」については、5月14日、佐世保自動車検査登録事務所において九州運輸局担当官と協議させていただきましたが、その際ご提示のあった「更新書類の簡便な運用」の取扱い時期(いつから)について、再度、ご見解を頂きたい。 ・また、これまでの変更手続きに提出が必要とされていた申請書添付調書(誓約書、申請物毎の数量に関する資料などの)については、種類・枚数から考慮すると、提出調書を確認する根拠が存在しているのではと推測しております。このため、現見解である「D 現行法令等で対応可能である」ではなく「政令・告示・通達・その他の改正により総合特区での実施」に該当するのではと考えますが、ご意見を頂きたい。	国土交通省より、積載物品の特殊性を踏まえ必要な場合には、結束することにより単体物品と見なして輸送を認めており、現行の運用で対応が可能であると考えられるとの回答を得たが、自治体側は「更新書類の簡便な運用」の取り扱い時期について見解を求めていることから、国土交通省は、回答すること。	
			a	(コメントなし)	(コメントなし)	iii